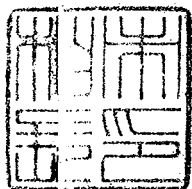


柏市交通安全性向上プロジェクトに関する覚書

柏市(以下、「甲」という。)と、株式会社オリエンタルコンサルタンツ(以下、「乙」という。)とは、第1条記載の本事業に関連して、以下のとおり双方が協力して本事業を推進することに合意したため、本覚書を締結する。



(本覚書の目的)

第1条 甲及び乙は、乙が提供する、ドライブレコーダーのデータをもとに危険運転等をモニタリングして、公用車のドライバーに対する運転指導を行うコンサルティングシステム(以下、「事故削減システム」という。)につき、次に掲げる事項を目的として、当事者双方が協力して推進(以下、「本事業」という。)する。

- (1) 別紙1「車録」を用いて、車録を設置した柏市の公用車の事故を半減させることを目指す
- (2) 別紙1「Dr. Watson」を用いて柏市内の道路に対して交通事故対策を立案・実施することで、柏市全体の交通事故削減に寄与することを目指す

(本事業の内容)

第2条 本事業の内容は、以下のとおりとする。

- ①乙は、本事業を推進するにあたり、別紙1「事故削減システム」(本システムと同義)の構成要素一式を設置し、実施期間(次項に定義する。以下同じ。)中、甲に無償で貸与するものとする。なお、盗難された場合、甲の正常な管理のもとにおいて生じた故障又は破損等は、乙の負担とする。
- ②本事業の実施期間(以下、「実施期間」という)は、平成26年11月1日より、平成28年3月31日までとする。ただし、甲乙双方が合意した場合、実施期間は甲乙双方が合意する期間だけ延長されるものとする。
- ③甲及び乙は、本事業を実施するにあたり、別紙2の1とおり業務を分担するものとする。
- ④甲及び乙は、本事業に関連して発生する費用を別紙2の2のとおり負担するものとし、各々に発生した費用の負担を相手方当事者に要求しないものとする。
- ⑤甲及び乙は、本システムの効果について、将来的な本システムの本格的な導入を想定した十分な検証が可能となるようお互いに協力するものとする。
- ⑥乙は、本システムが適切に作動することを保証するものではなく、本システムによって事故削減の効果が確認できなかったとしても、乙はその責めを負わない。
- ⑦別紙1記載の本システムの内容については、本事業の実施期間中であっても、甲乙の協議により、本事業の遂行に資するように追加、変更することができる。

(実施期間終了後の扱い)

第3条 実施期間終了後は、甲は以下のいずれかの手段を選択することができる。

ア 管理対象の公用車の台数が50台まで

本システムの使用を継続する場合：甲は月額サービス料(内容に応じて1台あたり月額1000円～3000円)を支払う。ただし、サービス料は参考価格であり、継続する際には、甲乙で協議するものとする。

本システムの使用を継続しない場合：本システムを乙に対して返却する。

イ アにおいて、管理対象の公用車の台数が50台を超える部分

本システムの使用を継続する場合：甲は本システムを構成する機器を買い取るとともに、月額サービス料(内容に応じて1台あたり月額1000円～3000円)を支払う。ただし、サービス料は参考価格であり、買取価格とともに継続する際には、甲乙で協議するものとする。

本システムの使用を継続しない場合：本システムを乙に対して返却する。

(ワーキンググループの設置)

第4条 甲及び乙は、本事業にかかる協議機関として、定期的に両者間で情報共有、検討、討議を行うワーキンググループを設置する。ワーキンググループのメンバーや運用方法については、甲乙間で別途定めるものとする。

(収集データの管理)

第5条 本システムの運用により得られたデータ(以下「本データ」という。)を乙が本事業以外に利用する場合には、甲乙協議してその可否を決する。

2 本システムは本事業のために導入されるものであり、現状有姿で提供されることを、念の為甲は確認する。

3 実証実験終了後、甲が本システムの継続使用を希望しない場合で、甲から本データの閲覧を希望する場合には、当該データの提供の可否及びその形式については、甲乙協議の上決定する。

4 前各項にかかわらず、乙が本事業により得られた成果(本データを含む)に関して各種学会で発表する場合、第三者へ公表する場合及び本データを利用する場合には事前に甲に報告しなければならない。

(商標の使用許諾)

第6条 乙は、下記商標に関して、本事業の遂行をするのに必要な限りで、甲の使用する公用車に限り、無償で甲に通常使用权を許諾する。許諾の範囲を変更する場合は、甲及び乙で協議するものとする。

商標登録 第5630892

商品の区分 第9類

指定商品 乗物用走行記録装置、デジタルビデオレコーダー及びプレイヤー、ビデオカメラ及びビデオレコーダー、電気通信機械器具

(秘密保持)

第7条 秘密保持の対象とされる情報(以下、「本秘密情報」という)は有形・無形を問わず、本事業に関連して相手方から開示される情報で、開示当事者が秘密である旨明示した情報とする。なお、口頭にて開示された情報は、開示後 14 日以内に書面にて確認することをもって本秘密情報とする。

- 2 甲及び乙は、相手方の事前の書面による合意なき限り、本秘密情報、本覚書の存在及び内容を極秘に保つものとし、庁内または社内においても本事業に関連する必要最小限度の者のみ知らしめるものとする。
- 3 公知の事実、本秘密情報の開示を受けた当事者(以下、「受領当事者」という)の責めによらずして公知となった事実、開示された時点で既に受領当事者が知っていた事実、本秘密情報によらず独立に自ら開発した事実、及び甲及び乙いずれに対しても守秘義務を負わない第三者から正当に知りえた情報については本秘密情報に含まれないものとする。
- 4 甲及び乙は、相手方より交付を受けた本秘密情報に係る書類、図面、見本その他一切の資料を責任をもって保管管理し、使用し、且つこれらの資料について、本事業の推進のために必要な範囲を超えて、相手方の書面による承諾を得ずにコピー等を作成しないものとする。
- 5 甲の市民などから、柏市情報公開条例(以下、本条例という)に基づき情報公開の要請がなされた場合、甲は、本条例の規定により、必要な場合には乙に意見照会した上で判断するものとする。
- 6 乙は、本事業について本秘密情報が含まれない情報の一部を第三者に開示する際には、本条例の規定により、必要な場合には甲に意見照会した上で判断するものとする。
- 7 前各項の規定に拘わらず、甲及び乙は、いかなる第三者に対しても、甲の管理する道路において本システムを使用した社会実験を行っていることを、事前に協議した上で公開することができる。
- 8 本条の規定は、本覚書終了後も有効に存続するものとする。

(有効期間)

第8条 本覚書の有効期間は、本覚書締結日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。但し、第2条2号の規定により実施期間を延長する場合、本覚書の有効期間は実施期間が延長された分だけ延長されるものとする。

(契約の解除)

第9条 天災地変等の不可抗力、その他当事者の責めに帰しえない事由、やむを得ない事由により、本事業の遂行が困難になったときは、甲及び乙は、両者協議の上本覚書の解除を行うものとする。

2 本覚書の解除に伴う諸手続き等は、両者協議の上、別途決定するものとする。

(協議)

第10条 本覚書に定めのない事項については、また本覚書の解釈につき疑義もしくは紛争が生じたときは、甲及び乙は誠実に協議の上解決するものとする。

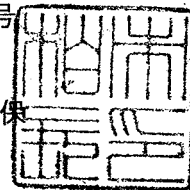
(管轄裁判所)

第11条 本契約から生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、合意の証として、本書原本2通を作成し、甲及び乙各自記名捺印の上それぞれその1通を保有する。

平成26年10月31日

所在地 柏市柏五丁目10番1号
甲 名称 柏市
柏市長 秋山 浩 保



所在地 東京都渋谷区本町三丁目12番1号
乙 名称 株式会社オリエンタルコ
代表取締役社長 野崎



事故削減システム

1. 事故削減システムの構成

①車録

・ドライブレコーダーを車両に設置し、ドライブレコーダーのデータをもとに、危険運転等をモニタリングし、個々のドライバーへ運転指導を行うコンサルティングサービスを行うシステム。

②Dr ワatson

・【車録】で収集したデータ等を活用し、危険箇所の抽出や、インフラ側の事故対策検討および効果のモニタリング等をサービス。



号

甲乙の業務(要調整)

1 甲乙の業務

(1) 甲の業務

- ア 本システムの取付け及び取外し
- イ ドライブレコーダー内の SD カード内データのアップロード作業
- ウ ASP サービスのシステムの操作
- エ 本システムが適正に利用されているかの監視

(2) 乙の業務

- ア 本システムの実験期間中の無償貸与
- イ 本システムの設置に関わる諸手続き
- ウ 本システムの保守管理
- エ 本システムの運用に関するサポート業務
- オ 走行データ等のアップロード方法, ASP サービスのシステム操作方法の説明
- カ 走行データ等の分析
- キ 車録による安全コンサルティングサービス
 - ・ヒヤリ分析
 - ・担当者説明会の実施
- ク Dr ワトソンによる地域の安全コンサルティングサービス
 - ・ヒヤリハットマップ
 - ・ヒヤリ多発箇所の対策検討
- ケ 本システムに不具合が発生した際の復旧

2 甲乙の費用負担

(1) 甲の費用負担

- ア SD カード読み取り機等、車録のアップロードに必要な機材(必要となった場合)

(2) 乙の費用負担

- ア 本システム、ソフト 一式
- イ ステッカー等